



条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和7年3月6日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 3 1 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について	1

〔議第 3 1 号〕

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 7 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）
条例改正に影響する条等	第 2 条及び別表

○ 条例改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第 5 条第 2 項関係）

補償基礎額の最低額を現行の 9, 1 0 0 円から 9, 7 0 0 円に、最高額を現行の 1 4, 2 0 0 円から 1 4, 5 0 0 円に引き上げます。

○ 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第 5 条第 3 項関係）

配偶者の加算額を現行の 2 1 7 円から 1 0 0 円に引き下げ、2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子の加算額を現行の 3 3 3 円から 3 8 3 円に引き上げます。

○ 非常勤消防団員等の補償基礎額の改定（別表関係）

【改正後】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900 円 (12,500 円)	13,700 円 (13,350 円)	14,500 円 (14,200 円)
分団長及び副分団長	11,300 円 (10,800 円)	12,100 円 (11,650 円)	12,900 円 (12,500 円)
部長、班長及び団員	9,700 円	10,500 円	11,300 円

	(9,100 円)	(9,950 円)	(10,800 円)
--	-----------	-----------	------------

※（ ）内は改正前の補償基礎額です。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項の損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号の傷病補償年金、同条第 4 号イの障害補償年金及び同条第 6 号イの遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものとします。